

浜松市消防局キャラクター等使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市消防局マスコットキャラクター及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等の名称)

第2条 マスコットキャラクターの名称は、それぞれ「ブルータ」、「ブルーナ」とし、「ブルータ」、「ブルーナ」を総称して「ブルファイター」とする。

2 ロゴの名称は、「ブルファイターロゴ」とする。

3 前2項に掲げた名称以外を使用してはならない。

(使用の範囲)

第3条 キャラクター等は、商品及び景品（以下「物品」という。）本体並びにそのパッケージ及び当該物品の広告物等においても使用することができる。

(使用承認の申請)

第4条 キャラクター等を使用しようとする者は、消防長に対し、あらかじめインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）し消防長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

(2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合

(3) 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、消防長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(4) 浜松市消防局又は消防署（以下「消防局等」という。）の後援又は共催の承諾を受けた事業に係る場合

(5) 消防長より承認を受けた物品について、当該物品に関連した広告・宣伝に使用する場合

(6) その他消防長が認める場合

(申請資格)

第5条 キャラクター等の使用承認を受けることができる者は、次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に該当する者が、経営に事実上参画していること。

(使用承認審査)

第6条 消防長は、第4条の申請を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、消防長はこれを承認しない。

- (1) 浜松市又は消防局等の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を消防局等が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 消防局等の事業又は消防局等が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (6) キャラクター等を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する施設に関連する業務において使用する場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合

(キャラクター等の使用承認)

第7条 消防長は、前条の審査の結果、当該使用が消防局等のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、消防長は、この条による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、承認番号を付したキャラクター等使用承認書（様式第1号）を交付するものとする。

2 前条の規定により、使用の承認をしない場合は、消防長はキャラクター等使用不承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料等)

第8条 キャラクター等の使用者に対するキャラクター等の使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期限)

第9条 キャラクター等の使用承認期限は、第7条により使用承認を受けた日から3年間とする。ただし、消防長は、使用形態を考慮し、相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

(キャラクター等の適正使用及び著作権の表示)

第10条 使用者は、キャラクター等の使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクター等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 消防長は、使用者のキャラクター等の使用方法がキャラクター等のイメージ、信用性を損なうおそれがあるとき、又はJAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
- 4 キャラクター等を使用する者は、物品又はそのパッケージ及び当該物品の広告物等に付されたキャラクター等の脇、その他適切な位置に、それが消防局等の著作物であることを示す「©浜松市消防局」を表示しなければならない。

(同一性の保持等)

第11条 使用者は、キャラクター等の意匠について、別に定めるデザインに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

- 2 使用者は、キャラクター等の使用に関して、消防局等の信用を害することがないように努めるものとする。
- 3 使用者は、物品が、消防局等が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。
- 4 物品が、消防局等が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると消防長が認めた場合は、消防長は、使用者に対し、キャラクター等の使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

(物品の確認)

第12条 使用者は、商品の発売前に、第7条第1項に定める消防長の承認を受けた物品の完成品写真を完成報告フォームに必要事項を入力して送信し、消防長に提出しなければならない。

- 2 消防長は、前項による確認の結果、物品が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、消防長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第13条 消防長は、使用者に対し、キャラクター等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防長に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき

(2) 株主構成又は役員構成等の組織に関する大きな変更をしようとするとき

(3) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき

(4) 前各号に定めるもののほか、消防局等との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

(権利設定の禁止)

第14条 使用者は、キャラクター等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認にもとづくキャラクター等の使用権を第三者に対し再承認してはならない。

(資料の貸与)

第16条 消防長は、使用者から、物品開発の参考とするため、意匠等に関する資料の提供を求められた場合は、事業に支障となる場合又はそのおそれがある場合を除き、使用者にこれを貸与することができる。

2 使用者は、貸与を受けた資料を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物品開発の参考とする以外の目的に使用し、又は無断で第三者に転貸し、もしくは使用させてはならない。

3 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた資料を直ちに削除又は返却しなければならない。

(1) 物品開発等の目的を達成したとき

(2) 業務上の必要により、消防局等から資料の返却を求められたとき

(承認内容の変更)

第17条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらためて第3条の規定に基づき使用承認の申請をしなければならない。ただし、第13条第2項に規定する内容のみの変更については、この限りではない。

(著作権侵害行為への対処)

第18条 消防長及び使用者は、第三者によるキャラクター等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、消防長は使用者と協議のうえ、使用者のキャラクター等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第19条 使用者は、キャラクター等の使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときには、速やかに消防長に通知しなければならない。

2 前項の場合、消防長及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第20条 使用者は、第3条に基づく使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、消防局等に対し何ら迷惑をかけるものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第21条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、消防局等に対し何ら迷惑をかけるものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第22条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により消防局等が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第23条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、消防局等が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、消防局等に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第24条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、承認取消通知書（様式第3号）により、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
 - (2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき
 - (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
 - (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障が生じたとき
 - (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
 - (7) 使用者が第10条第3項、第11条第4項又は第12条第2項による是正の求めに応じなかったとき
 - (8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき
 - (9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき
 - (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき
 - (11) キャラクター等に関する消防局等の権限の行使に支障が生じたとき
- 2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。
- 3 承認の取消しにより、消防局等又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第25条 消防局等及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

- 2 消防局等及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

（承認終了後の処理）

第26条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終了時から6か月以内に限り、販売することができる。

（要綱の改正）

第27条 本要綱を改正した場合、既に承認を受けているキャラクター等の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の取扱いに関する必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

様式第1号

年 月 日

様

浜松市消防長

浜松市消防局キャラクター等使用承認書

年 月 日付で申請のありました浜松市消防局キャラクター等の使用を下記のとおり承認します。

記

承認番号	
企業、団体名等	
使用期間	
備考	<ul style="list-style-type: none">・ ログフォームにて、完成報告を行ってください。

様式第2号

年 月 日

様

浜松市消防長

浜松市消防局キャラクター等使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました浜松市キャラクター等の使用
について、下記の理由のため承認できません。

理 由	
-----	--

様式第 3 号

年 月 日

様

浜松市消防長

浜松市消防局キャラクター等承認取消通知書

年 月 日付承認番号 で承認した浜松市消防局
キャラクター等の使用を下記のとおり取消通知します。

記

承認取消理由	
--------	--